



国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・北本

(電話) 06-6949-6446

令和5年1月10日

大阪地区のタクシー運賃の改定審査開始について

～タクシー運賃改定を行います～

近畿運輸局では、令和4年11月から12月にかけて大阪地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更申請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討した結果、運賃改定審査を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

【大阪地区】…大阪府全域

前回運賃改定日：令和2年2月1日

1. 運賃変更申請状況

(1) 申請の期間

令和4年11月10日～令和5年2月10日（3ヶ月）

(2) 申請事業者数（令和4年12月23日時点）

121者（対象地域の法人事業者数 215者）

(3) 申請事業者の車両数（令和4年12月23日時点）

10,853両（対象地域の全体車両数 14,527両）

(4) 申請率（令和4年12月23日時点）

74.71%

2. 運賃変更申請の概要（※）

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1.0km ～ 1.5km（現行1.7km）

② 初乗運賃 500円 ～ 710円（現行上限680円）

(2) 改定率 3.1% ～ 44.7%（平均改定率 17.9%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）